

保育所等の利用が【承諾】となった保護者様へ（0～2歳児）

＜対象園＞

あまねこども園 あそかこども園 聖心保育園

小規模保育園

＜送付書類＞

① 利用承諾兼利用者負担額決定通知書

対象者のみ同封

② 教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

＜送付書類のご説明＞

①利用承諾兼利用者負担額決定通知書

利用者負担額（月額）及び利用期間をご確認ください。利用者負担額は通園園に納付してください。
納付方法については、通園園にご確認ください。

4月～8月は前々年の保護者等所得により判定し、9月～3月は前年の保護者等所得で判定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前々年の保護者等所得 （前年度所得割額・市町村分）で算定					前年の保護者等所得 （当年度所得割額・市町村分）で算定						

（4月～8月入所の方の9月以降の利用者負担額は8月中旬以降にご案内します）

②「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」

子どものための教育・保育給付を受けることが認められることの認定証です。

利用申込みの内容に基づいて認定しておりますので、変更事項がある時には必ず届出してください。

変更が必要な場合は別紙「保育所等利用申込（届出済）事項の変更について」をご確認ください。

（同封されていない方は、利用内諾通知時に送付済です）

※保育必要要件が「求職活動」の方

＜保育必要要件「求職活動」における注意事項＞

保育必要要件が「求職活動」であるため、利用期間（認定期間）の開始日から利用期間等の終了日まで（最大3ヵ月以内）に就労の要件を満たさない場合、保育所等を退所となります。

就労が決定しましたら、直ちにこども未来課へ「就労証明書」及び「変更申請書（こども未来課で記入）」の提出をお願いいたします。※就労証明書は町ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ：長泉町こども未来課 こども保育チーム 選考担当
電話：055-989-5528